

高知県農業構造改革支援基金条例をここに公布する。

○高知県農業構造改革支援基金条例

(平成 26 年 3 月 25 日条例第 3 号)

高知県農業構造改革支援基金条例

(設置)

第 1 条 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上を図るとともに、農業構造の改革を進めるため、高知県農業構造改革支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第 4 条 知事は、第 1 条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。